

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-101 窓ふき器等</b></p> <p><b>7-101-1 装備要件</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-101-2-1 (1) の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項関係）</p> <p>(2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-101-2-1 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。</p> <p>ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。（保安基準第 45 条第 2 項関係）</p> <p><b>7-101-2 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。</p> <p>この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 69 条第 1 項関係、細目告示第 147 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 147 条第 2 項関係）</p> <p>(3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 69 条第 2 項関係、細目告示第 147 条第 3 項関係）</p> <p>① 洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。</p> <p>この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって乗車定員 10 人以下の自動車に備えるデフロスタにあっては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。</p> <p>③ 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。</p> <p>(4) 指定自動車等に備えられているデフロスタと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたデフロスタであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) ②の基準に適合するものとする。（細目告示第 147 条第 4 項関係）</p>	<p><b>8-101 窓ふき器等</b></p> <p><b>8-101-1 装備要件</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、8-101-2 (1) の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項関係）</p> <p>(2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、8-101-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。</p> <p>ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。（保安基準第 45 条第 2 項関係）</p> <p><b>8-101-2 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。</p> <p>この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 225 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 窓ふき器の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 225 条第 2 項関係）</p> <p>(3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 225 条第 3 項関係）</p> <p>① 洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。</p> <p>この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって乗車定員 10 人以下の自動車に備えるデフロスタにあっては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。</p> <p>③ 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。</p> <p>(4) デフロスタの機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) ②の基準に適合するものとする。（細目告示第 225 条第 4 項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-101-3 欠番</b></p>	<p><b>8-101-3 欠番</b> <b>8-101-4 適用関係の整理</b> 7-101-4の規定を適用する。</p>
<p><b>7-101-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、7-101-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第53条第3項第1号関係）</p> <p>(2) 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、7-101-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第53条第2項第1号関係）</p> <p>(3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-101-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第53条第2項第2号関係）</p> <p>(4) 昭和50年3月31日以前に製作された自動車（(5)の自動車を除く。）については、7-101-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第53条第2項第3号及び第3項第2号、第3号関係）</p> <p>(5) 昭和47年1月1日から昭和50年3月31日までに製作された乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的としたものについては、7-101-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第53条第2項第3号及び第4項関係）</p> <p>(6) 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、7-101-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第53条第1項関係）</p> <p><b>7-101-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第53条第3項第1号関係）</p> <p><b>7-101-5-1 装備要件</b></p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、7-101-5-2（1）の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。</p> <p><b>7-101-5-2 性能要件</b></p> <p>(1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、運転者席の直前の視野を確保できる窓ふき器（乗車定員11人以上の自動車にあっては、自動式の窓ふき器）でなければならない。 この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-101-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第53条第2項第1号関係）</p> <p><b>7-101-6-1 装備要件</b></p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、7-101-6-2（1）の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。</p> <p><b>7-101-6-2 性能要件</b></p> <p>(1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、運転者席の直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器でなければならない。 この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-101-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第53条第2項第2号関係）</p> <p><b>7-101-7-1 装備要件</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、7-101-7-2（1）の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、洗浄液噴射装置を備えなければならない。</p> <p><b>7-101-7-2 性能要件</b></p> <p>(1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、運転者席の直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器でなければならない。 この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	

## 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査  
(改造等による変更のない使用過程車)**7-101-8 従前規定の適用④**

昭和50年3月31日までに製作された自動車（従前規定の適用⑤に規定する自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第53条第2項第3号及び第3項第2号、第3号関係）

**7-101-8-1 装備要件**

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、7-101-8-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
- (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、7-101-8-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置を備えなければならない。

**7-101-8-2 性能要件**

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、運転者席の直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器でなければならない。  
この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (3) 洗浄液噴射装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
  - ① 洗浄液噴射装置にあつては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、運転者席の直前の視野を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。  
この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。
  - ② 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

**7-101-9 従前規定の適用⑤**

昭和47年1月1日から昭和50年3月31日までに製作された乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的としたものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第53条第2項第3号及び第4項関係）

**7-101-9-1 装備要件**

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、7-101-9-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
- (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、7-101-9-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。  
ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。

**7-101-9-2 性能要件**

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。  
この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、次の基準に適合するものでなければならない。
  - ① 洗浄液噴射装置にあつては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視野を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。  
この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。
  - ② 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

**7-101-10 従前規定の適用⑥**

平成6年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第53条第1項関係）

**7-101-10-1 装備要件**

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、7-101-10-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
- (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、7-101-10-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。  
ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。

**7-101-10-2 性能要件**

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>える場合は、同時に作動するものであること。) でなければならない。</p> <p>この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>(3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 洗浄液噴射装置にあつては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視野を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。</p> <p>この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。</p>	